

政府調達協定による地域文化施設の建設と

1 新政府調達協定の直接適用

地方公共団体が締結する契約の方法は、一般競争入札を原則とし、政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りによるものとされる（地方自治法第234条）。地域文化施設の設計もこの例外ではなく、プロポーザル方式や各種設計コンペも、法律上は随意契約の相手方を選定するための手続きにはかならない。これらの契約制度に関して、1996年1月から発効した「政府調達に関する協定」により、新たな制限が加わったので留意が必要である。この協定は、政府の契約相手方の選定について、透明性の確保と内外無差別を要求するものだが、新協定では、都道府県および政令指定都市が新たに適用対象に加えられるとともに、これまで物品に限っていた適用範囲がサービス分野にも拡大されたのである。

この協定は、日本国内法上の措置をまたず、直接に国内に適用されるので、本稿の調査対象である地域文化施設の整備についても協定の趣旨を踏まえた対応が必要である。

2 協定の概要

(1) 趣旨 協定の二大目的は、外国企業の政府調達市場へのアクセス改善のための透明性確保と無差別原則（内国民待遇と最惠国待遇）である。

(2) 協定締約国 日本国、アメリカ合衆国、カナダ、欧州共同体（EC）、EC加盟国（連合王国、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、オーストリア、ベルギー、アイルランド、ルクセンブルグ）、スイス、ノルウェー、イスラエル、大韓民国

(3) 地域文化施設の整備に関する主な内容

協定の適用範囲を次のように拡大した。

	旧	新
適用対象機関	中央政府の機関 政府関係機関（21）	中央政府の機関 政府関係機関（84） 都道府県・政令指定都市
調達対象	物 品	物品およびサービス

（注）かっこ内は機関数

適用対象機関、調達対象、調達対象の基準額は次のように定められた。

	国	都道府県・政令市	政府関係機関
物品及び一般サービス	13万SDR (1,800万円)	20万SDR (2,800万円)	13万SDR (1,800万円)
建設サービス	450万SDR (6.5億円)	1,500万SDR (21.6億円)	1,500万SDR (21.6億円)
建設コンサルティングサービス	45万SDR (6,500万円)	150万SDR (2.1億円)	45万SDR (6,500万円)

(注) SDRの円換算額の適用期間は、1996年4月1日から1998年3月31日まで一般サービスある。

協定の適用を受けるサービスの範囲は協定付表4に規定されている。地域文化施設の整備に関する項目としては、①建設工事、②建築のためのサービスおよびエンジニアリング・サービスその他の技術的サービスが挙げられる。前者は表中の建設サービスに、後者は建設コンサルティングサービスに該当する。建築のためのサービスおよびエンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、独立して調達される場合の次のサービスは適用除外とされる。

- ・建築設計サービスの実施設計サービス
- ・契約監理サービス
- ・基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス
- ・建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス

(4) 隨意契約の制限

随意契約は一定の場合にのみ用いることができるが、地域文化施設の建築設計において重要な意義を持つ条項は、協定第15条1(j)に定める、契約が設計コンテストの受賞者と締結される場合である。この条項には但し書きがあり、コンテストが独立の審査員団によって審査されるものとし、コンテスト参加者への公示が協定の原則に合致する方法で行われることが条件となっている。コンテスト手続きについて自治大臣の定める要件として、自治省告示第209号は次のように定めている。

- 一 複数の審査員の合議により審査されること
- 二 次に掲げる者は建築物の設計に係る案の提出（以下「提案」という。）を行ふことができないこと。
 - イ 審査員
 - ロ 審査員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
 - ハ 提案に関する事務を担当する特定地方公共団体の部局の職員

三 提案の要請を行うに際し、次に掲げる事項が公示されること。

- イ 提案に係る建築物の設計の内容
 - ロ 提案を行う者に必要な資格
 - ハ 提案に係る質問を受け付ける場所
- ニ 提案の場所及び日時
- ホ 審査員の氏名
- ニ 審査を行う日

四 審査結果が理由を付して公表されること。

この要件は必要最低限満たすべき事項と解すべきであろう。

(5) 苦情申立ての手続の整備

協定第20条は苦情処理手続の整備を各機関に義務付けている。これを受けて、自治省は平成7年12月1日付け自治国第134号自治大臣官房総務審議官名による通知をもって、政府調達苦情検討委員会の設置及び苦情の処理手続の整備を地方公共団体に要請したものである。

3 地域文化施設の建築設計者選定に与える影響

都道府県及び政令指定都市における基準額以上の建築設計サービスについて（実施設計を独立して発注する場合を除き）協定の直接適用を受けることになる。このため、契約の相手方の選定手続は単に国内法上合法であるばかりではなく、その公正性と透明性が国際的にアカウンタブル（説明可能）な手続によることが求められる。地域文化施設の設計者の選択においても、その特性に応じた配慮が要求されることになり、設計者選定のあり方への影響が注目される。都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体は、協定の適用を直接に受けるものではなく、当面市町村レベルにこの協定の影響がすぐさまあらわれるものではないのではないか、将来的には都道府県及び政令指定都市の動向が間接的に影響を与えることが予想される。